

障害者支援施設等災害時情報共有システム

◆制度の趣旨・目的

障害者支援施設等災害時情報共有システム(以下、「災害時情報共有システム」という。)は、災害発生時に障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所(以下、「施設等」という)の被災状況を、施設等と国(厚生労働省)、自治体の間で情報共有するためのシステムです。

施設等の被災状況などを国、自治体が迅速に把握・共有し、被災した事業所への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として整備され、令和3年度から運用開始されました。

災害時情報共有システムは WANMET に登録されている施設等が対象となります。

なお、災害時情報共有システムは国・自治体が被災状況の情報を把握するシステムであるため、WAMNET とは異なり、一般には非公開となっています。

◆災害時情報共有システムの登録について（必須）

①新規登録の場合(新しくサービスを開始した場合等)

新規登録が必要な施設等(サービスごと)について、ふじのくに電子申請サービスで登録を行ってください。

【ふじのくに電子申請サービス】

リンク：https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7177

QR コード：



②登録情報を更新する場合

変更する項目によって、更新方法が異なります。

登録方法をはじめ、詳細は下記リンクをご参照ください。

【県障害福祉課ホームページ】

リンク:<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040584/1023738.html>